

日弁連の要望書（外務大臣・警察庁長官宛）

前号ニュースに引き続き外務大臣・警察庁長官宛の要望書をお知らせします。なお、前号総理大臣宛の要望書で金田龍光さんの失踪場所について「1979(昭和 54)年頃成田からオーストリアへ出国後失踪し」となっていたが、これは日弁連が「1979(昭和 54)年頃神戸もしくは東京及びその周辺で失踪し」と訂正しています。訂正前のものをお知らせしてしまいました。お詫び申し上げます。下記の要望書は直してあります。

なお、山本美保さんについて失踪年月日が「1982(昭和 57)年 6 月 4 日」となっていますが、「1984(昭和 59)年 6 月 4 日」の誤りです。これは単純な誤植と思います。また、「1 申立人らの本件申立の趣旨及び理由」において目撃証言のある人の中に山本美保さんも入っているにもかかわらず、「2 本申立に対する当連合会の事実認定」では目撃証言のある人のなかから山本さんだけが抜けています。これも単純な誤植であると思いますが、確認中です。

(外務大臣宛)

日弁連総第 116 号
2005(平成 17)年 3 月 29 日

外務大臣 町村信孝殿

日本弁護士連合会
会長 梶谷剛

要望書

当連合会は別紙 1「申立人目録」記載の申立人らによる人権救済申立事件（北朝鮮拉致疑惑人権救済申立事件）につき調査した結果、国民の安全に対する重大な侵害の疑いがあることに鑑み、政府として下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

第 1 要望の趣旨

- 1 日本政府は、本件被害者 16 名（別紙 2）の失踪について、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）当局による拉致の疑いがあるので、北朝鮮政府に対し、情報提供を求めるなど真相究明に努め、本件被害者 16 名の所在の確認ができたときは、政府間交渉の課題とし帰国を強く求め、一日も早く家族全員が一堂に会することができるように努力されたい。

日本政府は本件に関し、被害者家族が国連などの国際機構に対する人権救済の申立をする場合、これに全面的に協力されたい。

第2 要望の理由

1 申立人らの本件申立の趣旨及び理由

申立人らの本件申立の趣旨及び理由は、次のとおりである。

(1) 本件被害者 16 名はいずれも、以下に述べる事情から総合的に判断して北朝鮮当局により拉致された疑いが濃厚である。

本件被害者 16 名の失踪時期は、1968 (昭和 43) 年から 1991 (平成 3) 年にかけての時期にあり、北朝鮮当局による拉致事件が惹起されていたと推測される年代にある。

そして、本件被害者 16 名いずれについても、自殺の動機がなく、自ら失踪する動機もなく、その失踪状況は、極めて不自然であることが認められるケースである。本件被害者 16 名のうち、その失踪当時において、北朝鮮当局の在日作業員と推測される者との接触の事実があると思われるのは、高敬美さん、高剛さん、金田龍光さんの 3 名であり、各事案ではその作業員の氏名も特定されている。

その失踪場所や遺留品の残置場所が、北朝鮮当局による拉致を疑わせる海岸にあたるケースは、松本京子さん、大屋敷正行さん、大澤孝司さん、山本美保さん、秋田美輪さん、本島慎一さん、斉藤裕さんの 7 名である。

他方、北朝鮮国内で、その所在を目撃されたとする証言があるのは、加藤久美子さん、古川了子さん、松本京子さん、大屋敷正行さん、国広富子さん、山本美保さん、斉藤裕さん、佐々木悦子さんの 8 名である。

新木章さんの場合は、日本政府が拉致被害者と認定している田口八重子さんと近似したケースであり、今井裕さんの場合には、北朝鮮当局の作業員の不法入国事件が発生した地域での極めて不自然な失踪のケースである。

(2) 上記事情に加えて、つぎの 5 つの理由をも考慮すると、本件被害者 16 名がいずれも北朝鮮当局により拉致された疑いが濃厚である。

失踪の状況が他の拉致事案と類似していること。

拉致の場所が、過去に一度ならず北朝鮮当局の作業員の不法入国事件が発生した地域であること。

時期的に見て、拉致事件が頻発していた年代にあたること。

拉致疑惑のある多数のケースに照らし、その年令・性別が拉致対象者となる蓋然性を有すること。

自殺の動機がなく、また自ら失踪する動機もないこと。

- (3) よって、総理大臣、外務大臣に対し、本件拉致被害者の多くが被害発生以来すでに 20 年以上も経過している事実を真摯に受け止め、早期解決のために北朝鮮政府と政府間交渉を開始し、本件拉致被害者の所在の確認と身柄の返還を求め、一日も早く、家族全員が一堂に会することができるよう努力すること、本件に関し、家族が国連などの国際機構に対する人権救済の申立を余儀なくされる場合、これに全面的に協力すること、警察庁長官に対し本件申立が北朝鮮当局による拉致の疑いが極めて濃厚であるので、至急捜査を遂げ、その真相を明らかにされることを求めるものである。

2 本申立に対する当連合会の事実認定

当連合会は以下のとおり事実認定を行った。

- 1 加藤久美子さん(1948〔昭和23〕年1月1日生。失踪時22歳)は1970(昭和45)年8月8日福岡県北九州市で失踪し、古川了子さん(1955〔昭和30〕年1月1日生。失踪時18歳)は1973(昭和48)年7月7日に千葉県市原市又は千葉市で失踪し、高敬美さん(1967〔昭和42〕年4月10日生。失踪時6歳)及び高剛さん(1970〔昭和45〕年6月29日生。失踪時3歳)は1973 昭和48 年6月ころ東京都内で失踪し、金田龍光さん(1952〔昭和27〕年12月12日生。失踪時27歳くらい)は1979(昭和54)年頃神戸もしくは東京及びその周辺で失踪し、松本京子さん(1948〔昭和23〕年9月7日生。失踪時29歳)は1977(昭和52)年10月21日に鳥取県米子市で失踪し、大屋敷正行さん(1952〔昭和27〕年12月5日生。失踪時16歳)は1969(昭和44)年?月28日に静岡県沼津市大瀬崎海岸で失踪し大澤孝司さん(1946〔昭和21〕年6月21日生。失踪時27歳)は1974(昭和49)年2月24日佐渡郡新穂村(現佐渡市新穂)で失踪し、国広富子さん(1952〔昭和27〕年2月9日生。失踪時24歳)は1976(昭和51)年8月2日山口県宇部市で失踪し、新木章さん(1947〔昭和22〕年10月16日生。失踪時29歳)は1977(昭和52)年5月21日に埼玉県川口市で失踪し、山本美保さん(1964〔昭和39〕年3月8日生。)は1982(昭和57)年6月4日山梨県甲府市で失踪し、秋田美輪さん(1964〔昭和39〕年1月25日生。失踪時21歳)は1985(昭和60)年12月4日兵庫県神戸市で失踪し、水島慎一さん(1949〔昭和24〕年4月24日生。失踪時18歳)は1968(昭和43)年2月9日富山県新川郡朝日町宮崎海岸で失踪し、斉藤裕さん(1950〔昭和25〕年9月17日生。失踪時18歳)は1968

(昭和43)年12月1日北海道稚内市で失踪し、今井裕さん(1950〔昭和25〕年12月20日生。失踪時18歳)は1969(昭和44)年3月2日に青森県弘前市で失踪し、佐々木悦子さん(1963〔昭和38〕年12月6日生)は1991(平成3)年4月22日埼玉県浦和市で失踪している。

- (2)本件被害者16名が北朝鮮当局によって拉致されたと即断することはできないが、事故などに遭遇した形跡が認められないこと、自殺、家出などの失踪の理由がないこと、失踪時の状況が不自然であること、日本国内で生活している痕跡が認められないこと、北朝鮮当局による関与が疑われることなどの理由から、北朝鮮当局による拉致の被害者である疑いがあると判断すべきである。

特に本件被害者16名中、別紙2「本件被害者一覧表」記載の加藤久美子さん(1)、古川了子さん(2)、松本京子さん(6)、大屋敷正行さん(7)、国広富子さん(9)、斉藤裕さん(14)、佐々木悦子さん(16)の各番号の7名については、信用性が必ずしも否定できない北朝鮮での目撃証言があることから、拉致被害者である相当の疑いがある。

3 当連合会の判断

現在、北朝鮮政府は、公式に同国の関係機関による日本人に対する拉致行為があったことを認め、既に、5名の拉致被害者及びその家族を帰国させていること、その余の8名に対しても拉致行為があったことそれ自体は認めている。

他方、北朝鮮政府が自認している上記13名の拉致被害者について、格別拉致されるべき特殊的固有の事情が存したとも認められないので、この13名以外に日本人に対する拉致行為がなかったと推認することは到底できないと判断される。

この判断が正当であることについては、日本政府及び外務省も事実上肯定している。

北朝鮮当局による拉致行為は、既に明らかになった上記13名のケースを見ても、全く秘密裡に実行されており、その拉致の存在を裏付ける証拠を残さないよう画策する努力のうでなされているのであり、従って、例えば、曾我ひとみさんのケースでは、北朝鮮政府が拉致被害者として公表するまでは、必ずしも、日本国内では、同人が北朝鮮当局による拉致被害者であると疑われていなかったという経過もあった。

北朝鮮当局による拉致行為は、言うまでもなく拉致被害者の基本的人権、特に憲法13条の「生命、自由もしくは幸福追求の権利」の保障、及び市民的及び政治的権利に関する国際規約9条1項が保障している「身体の自由と安全」に関する重大な侵害行為である。

そして、拉致後の時間的経過からすれば拉致被害者は同規約 7 条の「拷問ないし非人道的もしくは品位を傷つける取扱」を受けている疑いが帰国拉致被害者 5 名にかかるその後の報道記事でうかがわれるところである。

拉致被害者家族及びその関係者が、この間に受けてきた苦しみは計り知れないものがあり、同規約 23 条の「家族は社会の自然かつ基本的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利」の侵害の問題でもある。また、国連人権委員会における「北朝鮮の人権状況決議」(2003〔平成 15〕年 4 月 16 日)や国連本会議での「強制的失踪決議」(2002〔平成 14〕年 12 月 18 日)により、強制的失踪が人間の尊厳、人権及び自由に対する深刻な侵害であり国際法規則の違反であることが述べられている。

よって、以上のことを踏まえ、本件申立にかかる 16 名について北朝鮮当局による拉致という人権侵害の疑いがあるので、その救済を図るのが妥当と判断した。

4 結論

よって、要望の趣旨記載のとおり要望する。

以上

(警察庁長官宛)

日弁連総第 116 号
2005 (平成 17) 年 3 月 29 日

警察庁長官 漆間巖殿

日本弁護士連合会
会長 梶谷剛

要望書

当連合会は、別紙 1「申立人目録」記載の申立人らによる人権救済申立事件(北朝鮮拉致疑惑人権救済申立事件)につき調査した結果、国民の安全に対する重大な侵害の疑いがあることに鑑み、警察庁として下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

第 1 要望の趣旨

本件被害者 16 名(別紙 2)の失踪について朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」という。)当局による拉致の疑いがあるので、関係都道府県警察に対し、至急捜査を遂げ、その真相を明らかにするよう指揮監督されたい。

第2 要望の理由

1 申立人らの本件申立の趣旨及び理由

申立人らの本件申立の趣旨及び理由は、次のとおりである。

- (1) 本件被害者16名はいずれも、以下に述べる事情から総合的に判断して、北朝鮮当局により拉致された疑いが濃厚である。

本件被害者16名の失踪時期は、1968(昭和43)年から1991(平成3)年にかけての時期にあり、北朝鮮当局による拉致事件が惹起されていたと推測される年代にある。

そして、本件被害者16名いずれについても、自殺の動機がなく、自ら失踪する動機もなく、その失踪状況は、極めて不自然であることが認められるケースである。本件被害者16名のうち、その失踪当時において、北朝鮮当局の在日工作員と推測される者との接触の事実があると思われるのは、高敬美さん、高剛さん、金田龍光さんの3名であり、各事案ではその工作員の氏名も特定されている。

その失踪場所や遺留品の残置場所が、北朝鮮当局による拉致を疑わせる海岸にあたるケースは、松本京子さん、大屋敷正行さん、大澤孝司さん、山本美保さん、秋田美輪さん、水島慎一さん、斉藤裕さんの7名である。他方、北朝鮮国内で、その所在を目撃されたとする証言があるのは、加藤久美子さん、古川了子さん、松本京子さん、大屋敷正行さん、国広富子さん、山本美保さん、斉藤裕さん、佐々木悦子さんの8名である。

新木章さんの場合は、日本政府が拉致被害者と認定している田口八重子さんと近似したケースであり、今井裕さんの場合には、北朝鮮当局の工作員の不法入国事件が発生した地域での極めて不自然な失踪のケースである。

- (2) 上記事情に加えて、つぎの5つの理由をも考慮すると、本件被害者16名がいずれも北朝鮮当局により拉致された疑いが濃厚である。

失踪の状況が他の拉致事案と類似していること。

拉致の場所が、過去に一度ならず北朝鮮当局の工作員の不法入国事件が発生した地域であること。

時期的に見て、拉致事件が頻発していた年代にあたること。

拉致疑惑のある多数のケースに照らし、その年令・性別が拉致対象者となる蓋然性を有すること。

自殺の動機がなく、また自ら失踪する動機もないこと。

- (3) よって、総理大臣及び外務大臣に対し、本件拉致被害者の多くが被害発生以来すでに 20 年以上も経過している事実を真摯に受け止め、早期解決のために北朝鮮政府と政府間交渉を開始し、本件拉致被害者の所在の確認と身柄の返還を求め、一日も早く、家族全員が一堂に会することができるよう努力すること、本件に関し、家族が国連などの国際機構に対する人権救済の申立を余儀なくされる場合、これに全面的に協力すること、警察庁長官に対し、本件申立が北朝鮮当局による拉致の疑いが極めて濃厚であるので、至急捜査を遂げ、その真相を明らかにされることを求めるものである。

2 本申立に対する当連合会の事実認定

当連合会は以下のとおり事実認定を行った。

- (1) 加藤久美子さん(1948〔昭和23〕年1月1日生。失踪時22歳)は1970(昭和45)年8月8日福岡県北九州市で失踪し、古川了子さん(1955〔昭和30〕年1月1日生。失踪時18歳)は1973(昭和48)年7月7日に千葉縣市原市又は千葉市で失踪し、高敬美さん(1967〔昭和42〕年4月10日生。失踪時6歳)及び高剛さん(1970〔昭和45〕年6月29日生。失踪時3歳)は1973(昭和48)年6月ころ東京都内で失踪し、金田龍光さん(1952〔昭和27〕年12月12日生。失踪時27歳くらい)は1979(昭和54)年頃神戸もしくは東京及びその周辺で失踪し、松本京子さん(1948〔昭和23〕年9月7日生。失踪時29歳)は1977(昭和52)年10月21日に鳥取県米子市で失踪し、大屋敷正行さん(1952〔昭和27〕年12月5日生。失踪時16歳)は1969(昭和44)年?月28日に静岡県沼津市大瀬崎海岸で失踪し、大澤孝司さん(1946〔昭和21〕年6月21日生。失踪時27歳)は1974(昭和49)年2月24日佐渡郡新穂村(現佐渡市新穂)で失踪し、国広富子さん(1952〔昭和27〕年2月9日生。失踪時24歳)は1976(昭和51)年8月2日山口県宇部市で失踪し、新木章さん(1947〔昭和22〕年10月16日生。失踪時29歳)は1977(昭和52)年5月21日に埼玉県川口市で失踪し、山本美保さん(1964〔昭和39〕年3月3日生。)は1982(昭和57)年6月4日山梨県甲府市で失踪し、秋田美輪さん(1964〔昭和39〕年1月25日生。失踪時21歳)は1985(昭和60)年12月4日兵庫県神戸市で失踪し、水島慎一さん(1949〔昭和24〕年4月24日生。失踪時18歳)は1968(昭和43)年2月9日富山県新川郡朝日町宮崎海岸で失踪し、斉藤裕さん(1950〔昭和25〕年9月17日生。失踪時18歳)は1968(昭和43)年12月1日北海道稚内市で失踪し、今井裕さん(1950〔昭和25〕年12月20日生。失踪時18歳)は1969(昭和44)年3月2日に青森県弘前市で失踪し、佐々木悦子さん(1963〔昭和38〕年12月6日生)は1991(平成3)年4月22日埼玉県浦和市で失踪している。

(2) 本件被害者 16 名が北朝鮮当局によって拉致されたと即断することはできないが、事故などに遭遇した形跡が認められないこと、自殺、家出などの失踪の理由がないこと、失踪時の状況が不自然であること、日本国内で生活している痕跡が認められないこと、北朝鮮当局による関与が疑われることなどの理由から、北朝鮮当局による拉致の被害者である疑いがあると判断すべきである。

特に、本件被害者 16 名中、別紙 2「本件被害者一覧表」記載の加藤久美子さん(1)、古川了子さん(2)、松本京子さん(6)、大屋敷正行さん(7)、国広富子さん(9)、斉藤裕さん(14)、佐々木悦子さん(16)の各番号の 7 名については、信用性が必ずしも否定できない北朝鮮内での目撃証言があることから、拉致被害者である相当の疑いがある。

3 当連合会の判断

現在、北朝鮮政府は、公式に同国の関係機関による日本人に対する拉致行為があったことを認め、既に、5 名の拉致被害者及びその家族を帰国させていること、その余の 8 名に対しても拉致行為があったことそれ自体は認めている。

他方、北朝鮮政府が自認している上記 13 名の拉致被害者について、格別拉致されるべき特殊的固有の事情が存したとも認められないので、この 13 名以外に日本人に対する拉致行為がなかったと推認することは到底できないと判断される。

この判断が正当であることについては、日本政府及び外務省も事実上肯定している。

北朝鮮当局による拉致行為は、既に明らかになった上記 13 名のケースを見ても、全く秘密裡に実行されており、その拉致の存在を裏付ける証拠を残さないよう画策する努力のうでなされているのであり、従って、例えば、曾我ひとみさんのケースでは、北朝鮮政府が拉致被害者として公表するまでは、必ずしも、日本国内では、同人が北朝鮮当局による拉致被害者であると疑われていなかったという経過もあった。

北朝鮮当局による拉致行為は、言うまでもなく拉致被害者の基本的人権、特に憲法 13 条の「生命、自由もしくは幸福追求の権利」の保障及び市民的及び政治的権利に関する国際規約 9 条 1 項が保障している「身体の自由と安全」に関する重大な侵害行為である。

そして、拉致後の時間的経過からすれば拉致被害者は同規約 7 条の「拷問ないし非人道的もしくは品位を傷つける取扱」を受けている疑いが帰国拉致被害者 5 名にかかるその後の報道記事でうかがわれるところである。

拉致被害者家族及びその関係者が、この間に受けてきた苦しみは計り知れないもの

があり、同規約 23 条の「家族は社会の自然かつ基本的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利」の侵害の問題でもある。また、国連人権委員会における「北朝鮮の人権状況決議」(2003〔平成 15〕年 4 月 16 日) や国連本会議での「強制的失踪決議」(2002〔平成 14〕年 12 月 18 日)により、強制的失踪が人間の尊厳、人権及び自由に対する深刻な侵害であり国際法規則の違反であることが述べられている。

よって、以上のことを踏まえ、本件申立にかかる 16 名について北朝鮮当局による拉致という人権侵害の疑いがあるので、その救済を図るのが妥当と判断した。

4 結論

よって、要望の趣旨記載のとおり要望する。

以上

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.233]]]]]](2005.4.8)

日弁連の要望書の記述について

前号ニュースで日弁連要望書の文中、要望の理由で「北朝鮮国内で、その所在を目撃されたとする証言があるのは、加藤久美子さん、古川了子さん、松本京子さん、大屋敷正行さん、国広富子さん、山本美保さん、斉藤裕さん、佐々木悦子さんの 8 名である」となっているが、事実認定の部分で「本件被害者 16 名中、別紙 2「本件被害者一覧表」記載の加藤久美子さん(1)、古川了子さん(2)松本京子さん(6)、大屋敷正行さん(7)、国広富子さん(9)、斉藤裕さん(14)、佐々木悦子さん(16)の各番号の 7 名については、信用性が必ずしも否定できない北朝鮮内での目撃証言があることから、拉致被害者である相当の疑いがある」として山本美保さんが後者で抜けている記述について、担当の川人弁護士から日弁連に問い合わせました。日弁連の回答は、これ自体は誤記ではなく、DNA 鑑定が出ているため、外したとのことでした。

ただし、日弁連も DNA 鑑定自体を認めているわけではなく、調査報告書では「以下述べる事情から総合的に判断すると、上記遺体 A は山本さんではなく、山本さんは北朝鮮当局により拉致された疑いがある」「DNA 鑑定結果が公表されているものの、遺体 A と山本さんの同一性を疑わせる多数の事情が存在することから、遺体 A と山本さんとの同一性についての疑問が完全に払拭しきれていない。」などとしています。この点、山梨県警が納得のいく説明をすべきであることは言うまでもありません。

報告書では 16 名全員について、「北朝鮮当局による拉致という人権侵害の疑いがあるので、その救済を図るのが妥当と判断した」としています。政府は要望書の次の部分を真剣に受止め、相応の対応をすべきと思います。

「他方、北朝鮮政府が自認している上記 13 名（注・政府認定の 15 人から久米裕さん、曾我ミヨシさんを引いた数）の拉致被害者について、格別拉致されるべき特殊的固有の事情が存したとも認められないので、この 13 名以外に日本人に対する拉致行為がなかったと推認することは到底できないと判断される。

この判断が正当であることについては、日本政府及び外務省も事実上肯定している。北朝鮮当局による拉致行為は、既に明らかになった上記 13 名のケースを見ても、全く秘密裡に実行されており、その拉致の存在を裏付ける証拠を残さないよう画策する努力のうえで行われているのであり、従って、例えば、曾我ひとみさんのケースでは、北朝鮮政府が拉致被害者として公表するまでは、必ずしも、日本国内では、同人が北朝鮮当局による拉致被害者であると疑われていなかったという経過もあった。」

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.234]]]]]]](2005.4.10)

古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟提訴へ

昭和 48 (1973) 年 7 月 7 日に千葉県市原市の自宅を出たまま行方不明となった市川了子さんについて、この 13 日 (水曜) にご家族が拉致認定を求めて行政訴訟を起こすこととなりました。

古川さんについては昨年 1 月 29 日に被疑者不詳で刑事告発が行われ、同日日弁連に人権救済の申立が行われていました。後者についてはすでに報告した通り 3 月 29 日に他の 15 人とあわせて日弁連から政府への要望書が手渡されています。また、3 月 22 日には地元市原の佐久間市長も同行して拉致認定を求める約 15 万人の署名が政府に届けられています。しかし、古川さんに限らず、政府は現在の認定 15 人以外の拉致被害者がいることは事実上認めているにもかかわらず、認定者を増やそうとはしていません。

古川さんについては安明進氏が平壤の 915 病院 (作員が治療を受ける病院) の敷地内で目撃しています (安氏の著書『新証言・拉致 横田めぐみを救出せよ!』に詳述)。日程が合うかどうかにもよりますが、安氏自身も証言に立つと言ってくれています。

この行政訴訟は古川さんのご家族が原告で、訴訟実務は法律家の会が担当弁護士である川人博・法律家の会幹事 (調査会常務理事) らを中心に行います。調査会としては、この訴訟を古川さんに留まらずすべての未認定拉致被害者の象徴として、15 人の壁を破るため、取り組んで参ります。

なお、13 日は 11 時に東京地裁に訴状を提出。13 時から弁護士会館 (日比谷公園向い) 5 階 5 0 2 EF で記者会見を行います。

もちろん、認定をすればそれでおしまいというものでもないことは言うまでもありません。これは、国家としてごく当り前の「他国の国家目的に基づいて拉致された自国民をすべて救出する」ことを、政府が当り前のこととしてやることを求めるものです。各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.235]]]]]](2005.4.11)

一部の方には同じ番号のものが2通届いていますが、こちらが正しいニュースです。

古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟提訴追加事項

前のニュースでお知らせした古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟について、お伝えしていなかったことをお知らせしておきます。

原告 母親 古川朗子(さえこ)さん(大正5年8月23日生れ)

姉 竹下珠路(たまじ)さん(昭和19年3月2日生れ)のお2人

代理人 担当の川人博弁護士ら法律家の会会員23名

記者会見 当初13時の予定を12時30分に繰上げて開始します。

訴状コピーの配付 記者会見場(弁護士会館5階502EF)で12時から配付しますが、お急ぎの方には当日11時からの訴状提出後東京地裁入口前でお渡しします。

あなたの首にも「ブルーリボン」を

特定失踪者問題調査会オリジナル 携帯ネックストラップ販売

鮮やかなブルーに白抜きで《RESCUE! Abductees by N.Korea》の文字

携帯電話に、デジカメに、IDカードに.....あなたの拉致被害者救出の願いを込めて

このネックストラップは、下記へのお申込か「救う会」主催の集会(一部のみ)のみでの販売となりますのでご了承下さい。

価格; 1本500円

送料: 2本まで90円

5本まで140円

9本まで200円

10本以上は無料

お申込み・お支払い

郵便振替: 00160-9-583587 特定失踪者問題調査会

現金書留: 〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-8 第6松屋ビル401

(「通信欄」に、必ず「ネックストラップ 本希望」とご記入下さい)

発送: 送金の確認がとれ次第お送りしますが、在庫状況や休日を挟んだ場合、

若干日数を要する場合がありますのでご了承下さい。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.236]]]]]](2005.4.13)

古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟提訴

本日(4月13日)古川了子さん(昭和48年千葉県市原市で失踪)の拉致認定を求める行政訴訟が提訴されました。原告は古川朗子(さえこ)さん(了子さんのお母さん)と竹下珠路(たまじ)さん(お姉さん)、主任弁護士は法律家の会の幹事であり調査会常務理事の川人博弁護士です。

訴状は本日11時、東京地裁に提出され直ちに受理されました。その後行われた記者会見には竹下珠路さん、川人弁護士、法律家の会代表の木村晋介弁護士、事務局長の斎藤健児弁護士、幹事の土田庄一弁護士、原田敬三弁護士、山下敏雅弁護士、家族会事務局次長でもある増元照明調査会常務理事、荒木和博・同代表、真鍋貞樹・同専務理事・杉野正治常務理事、中村実・三宅博の両常務理事が参加しました。

訴状は後でニュースにてお知らせしますが、とりあえず竹下珠路さんのコメントと調査会代表荒木の談話をお知らせしておきます。

<姉・竹下珠路さんのコメント>

提訴にあたって

北朝鮮による拉致被害者
古川了子の姉 竹下珠路

平成14年9月に北朝鮮が拉致の事実を認めて以来、私たち家族は安明進氏の明確な証言を頂き、古川了子の救出も進展するものと大きな期待をもって政府の交渉を見守ってきました。

しかしそれから二年半たった今でも、古川了子や多くの被害者に関して、北朝鮮との交渉テーブルに名前すら載らないという悲しい現実があります。

そこで支援して下さる方々とも相談し、昨年7月から「古川了子の拉致認定を求める署名活動」を展開し、集まった尊い署名148,123人分を去る3月22日に内閣府へお届けしました。

32年の歳月はあまりにも長く、人の命には限りがあります。

日本国民である古川了子を1日も早く拉致被害者として認定し、国の力を結集して救出していただきたく提訴申し上げます。

< 調査会代表荒木の談話 >

古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟の提訴について

本日、古川了子さんのご家族が国（日本国政府）を相手取り東京地裁に了子さんの拉致認定を求める行政訴訟の提訴を行った。

私たちは安明進氏の目撃証言、失踪当時の状況（他の理由による失踪の可能性）等からして、古川了子さんが北朝鮮による拉致の被害者であると考え、これまでも政府に対してさまざまな働きかけを行ってきた。しかし、昨年 1 月 29 日の一斉告発を受けて警察の捜査は行われているものの、救出に向けての進展は見られていない。

この点は他の失踪者についても同様である。政府は国会答弁などを通じて、現在認定している 15 人以上に相当数の拉致被害者がいることを明らかにしておきながら、その認定者の数は平成 14 年 9 月の第一次小泉訪朝で北朝鮮が拉致を認めたことで 4 人（曾我ひとみさん、曾我ミヨシさん、石岡亨さん、松木薫さん）が追加された以後全く増えていない。また、その 15 人も内訳から考えれば何ら明確な基準があるわけではなく、恣意的に決められているものと思えない。

さらに、現在のところ政府の対応は認定された 15 人とそれ以外の失踪者に厳格な差を付けており、政府認定者以外は何人かについて北朝鮮に安否確認を求めたのみであり、実質的には見捨てたのと同じ状態である。この状態が続けば大部分の拉致被害者は北朝鮮でその人生を終えることになる。この現状はいかなる手段を用いても打破しなければならぬ。今回の訴訟はそのために有力な武器となることを確信する。

以上の前提に立ち、ここに 2 つの点を強調しておきたい。各位のご協力を切に要望する次第である。

1、この訴訟は古川さんだけの問題ではないこと

この訴訟は調査会のリストに乗っていない人も含めてすべての未認定拉致被害者の代表としての訴訟である。目的は、多数の被害者がいることを知っていながら 15 人の政府認定を変えようとせず、また、未認定者についてはほとんど効果のある対応をしていない政府の姿勢を正すことにある。今後裁判の中では他の特定失踪者ご家族にも傍聴等をしていただき、拉致問題に対する政府の取組みを変えていく突破口にする所存である。

2、「政府認定」はあくまで一つの通過点に過ぎないこと

政府による拉致認定を求めること自体は、すべての拉致被害者を救出するという最終目標に至るいくつかのルートの一つである。認定するしないにかかわらず、全ての未認定被害者を救出するという政府としての断固とした姿勢と具体的な行動が

あれば、このような提訴をする必要自体が存在しなかったことを総理を初め関係機関の責任者は痛感していただきたい。

政府には国民の生命財産を守る義務がある。警察が何十年にもわたり膨大な予算と人員と捜査権を駆使しながら、現在まだ 15 人の拉致被害者しか認定しておらず、また、そのうち 5 人しか救出していないことは明らかな不作為である。また、現状を続けていけば今後も拉致あるいは同様の主権侵害行為が行われる可能性が極めて高いと言わざるを得ない。拉致被害者の救出は単に拉致被害者・家族だけの問題ではなく、安全に暮らしていける日本を作るための、全国民の責務と言っても過言ではない。関係各方面の真摯な対応を切に求める次第である。

平成 17 年 4 月 13 日
特定失踪者問題調査会
代表 荒木和博

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.237]]]]]]](2005.4.15)

古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟訴状及び解説文

以下、古川さんの拉致認定を求める行政訴訟の訴状の解説文（主任弁護士である川人博法律家の会幹事によるもの）と訴状本文の内容をお知らせします。

記者会見資料-----

北朝鮮当局による拉致被害者等認定請求訴訟 記者会見資料（抗告訴訟義務付けの訴え）

2005年（平成17年）4月13日
本件訴訟代理人(主任) 弁護士 川人博

はじめに 本訴訟の意義

- 1 本件訴訟は、北朝鮮当局による拉致事件について、被害者家族が日本政府に対して被害者認定を求める初めての訴訟であり、拉致被害者の救出を実現するために裁判所が適格な判断をおこなうことを求めるものである。
- 2 本件訴訟は、被害者一人についての提訴であるが、本件訴訟の背景にはいまだ政府認定されていない数多くの被害者の存在があり、実質的に本件訴訟は、これらの被害者救出のための重要な一歩でもある。
- 3 本件訴訟は、司法改革の一環として行なわれた行政法改正（行政事件訴訟法改正本年4月施行）を活用した訴訟であり、拉致という重大な人権侵害事件につき、司法が行政を正す訴訟である。

1 本訴訟の請求の概要

行政事件訴訟法第3条、第37条の2「義務付けの訴え」として、原告らが被告国に対し、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（以下「拉致被害者支援法」という。）に基づき、古川了子（のりこ）さんが北朝鮮当局による拉致被害者であることの認定を求めて提訴。

訴訟物の価額は、本件の場合には算定することができないので、民事訴訟法により便宜的に160万円とされ、これによって印紙額が決められる。したがって、160万円という数字に特段の意味はない。

2 当事者等

(1) 拉致被害者古川了子（のりこ）

1955年（昭和30年）1月1日生まれ。

1973年(昭和48年)7月当時、千葉県市原市所在の三井造船千葉事業所経理部に勤務していた。

(2)原告ら

原告古川朗子(さえこ、88歳)は了子の母。

1916年(大正5年)8月23日生まれ。

原告竹下珠路(たまじ、61歳)は了子の姉である。

1944年(昭和19年)3月2日生まれ。

古川朗子の夫で竹下珠路の父である園山氏が1945年に戦死。

このため、古川朗子は戦後古川九洲男氏と再婚し、了子を出産。

九洲男氏は平成8年死去。

3 了子の失踪状況

1973年7月7日突然失踪。詳細は、訴状のとおり。

4 北朝鮮当局による拉致と判断する根拠

(1)自ら失踪すべき理由が一切ない。

(2)北朝鮮元工作員安明進氏による詳しい目撃証言の存在

(3)時期性別年齢の特徴等

詳細は、訴状のとおり。

5 拉致認定等に関する要請

(1)特定失踪者問題調査会による資料参照

(2)本年3月22日、「古川了子さんを北朝鮮による拉致被害者として認定し、一日も早く救出してください。」との要請署名(計14万8123名)が政府に届けられている。

了子さんの高校の同窓生が中心となって、「古川了子さんを救う会」がつくられ、支援活動を続けている。同会のホームページアドレス

<http://www012.upp.so-net.ne.jp/Furukawa-Noriko/>

(3)また、本年3月29日日弁連は、了子の失踪について、北朝鮮当局による拉致の疑いがあり、国民の安全に対する重大な侵害の疑いがある旨認定し、内閣総理大臣・外務大臣に対して「北朝鮮政府に対し、情報提供を求めるなど真相究明に努め」「その所在が確認できたときは、政府間交渉の課題として帰国を強く求め、一日も早く家族全員が一堂に会することができるように努力されたい」等の要望書を提出している。

6 拉致被害者支援法と「被害者」の認定

(1)拉致被害者支援法は、安否が確認されていない拉致被害者等について、安否の確認や帰国・入国のための最大限の努力を行うべき国の責務(第3条1項)や、安否等に関する情報の把握、伝達、相談等の「きめ細かな対応」に努めるべき国及び地方公共団体の責務(同条4項)を規定している。

(2) 「被害者」認定の実情

拉致被害者支援法は、「被害者」を「北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者」と定義づけているが、内閣総理大臣（政府）が拉致被害者と認定しているのは10件15名にとどまる。つまり、支援法は出来たものの、新しく認定された被害者は皆無である。

支援法には、認定要件も認定手続も定められていない。

北朝鮮は認めていないが政府が被害者と認定しているのは現在2名（曾我ミヨシさん、久米さん）。したがって、政府の認定要件として北朝鮮当局の「自白」は要件とはなっていない。

2002年9月第1回日朝首脳会談以前に、すでに政府は11人を被害者として認定していた（会談後に4人＝曾我ひとみさん、曾我ミヨシさん、石岡さん、松木さんが追加認定された）。この11人についても、北朝鮮当局の「自白」なしに、政府は被害者と認定していた。当時は、まだ支援法がなかったが、被害者認定という意味で先例となる。

第1回日朝首脳会談前から政府認定されていた人々と比較しても、本件は、拉致被害者と認定されるべきである（たとえば横田さんと同じく安明進氏の目撃証言がある）。

7 行政事件訴訟法改正による義務付け訴訟

(1) 行政事件訴訟法改正（本年4月施行）

司法改革の一環として、行政事件訴訟法の改正が行なわれ（平成16年6月）、本年4月1日から施行された。

この改正は「国民の権利利益のより実効的な救済を図るため」（司法制度改革推進本部行政訴訟検討会）に行なわれた。

これにより、個人による国相手の行政訴訟がおこないやすくなり、とくに、いわゆる「義務付け訴訟」が法定されたことにより、本件のように政府に処分を求める訴訟が明文によって認められた。

(2) 訴訟要件

<1>重大な損害を生ずるおそれ（行故事件訴訟法第37条の2第1項）

<2>損害を避けるため他に適当な方法がない（同条同項）

(3) 原告適格

拉致被害者支援法は、第2条第1項で「被害者の家族」として被害者の父母、兄弟姉妹等を挙げており、本件原告母および原告姉は、同法の「被害者の家族」に該当する。

(4) 本案勝訴要件

<1>行政事件訴訟法第37条の2第5項に定める「行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められる。」

<2>同条同項に定める「行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき」にも該当する。

8 代理人弁護士

23名。いずれも「北朝鮮による拉致人権問題にとりくむ法律家の会」の会員として活動している。

法律家の会の事務局長は斎藤弁護士。

本件訴訟担当の主任は、川人弁護士。

調査会注 <1><2>となっているのは原文では丸数字だがメール送信の際の文字化けを防ぐため書き替えている。

訴状（個人住所等一部を伏せてあります）-----

訴 状

平成17年4月13日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人
弁護士 川 人 博

当 事 者 当事者目録記載の通り

北朝鮮当局による拉致被害者等認定請求事件（抗告訴訟・義務付けの訴え）

訴訟物の価額 160万0000円

貼用印紙額 1万3000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、訴外古川了子（昭和30年1月1日生）を、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（平成14年法律第143号）第2条1項に定める「被害者」と認定せよ

2 訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 本件訴訟の概要

本件訴訟は、行政事件訴訟法第3条、第37条の2の義務付けの訴え」として原告らが被告国に対し、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（以下「拉致被害者支援法」という。）に基づき、訴外古川了子（のりこ）が北朝鮮当局による拉致被害者であることの認定を求めて提訴したものである。

第2 北朝鮮当局による古川了子の拉致

1 当事者等

(1) 訴外古川了子

訴外古川了子（以下「了子」という。）は、1955年（昭和30年）1月1日に出生し、同人の本籍は、千葉県市原市 である。

了子は、出生後千葉県市原市 にて原告古川朗子（さえこ）らと同居し、1973年（昭和48年）3月に千葉県立 学校を卒業し、1973年（昭和48年）7月当時、千葉県市原市所在の 経理部に勤務していた。

(2) 原告ら

原告古川朗子は了子の母であり（以下「原告母」という。）、原告竹下珠路は了子の姉である（以下「原告姉」という。）。

2 了子の失踪状況

1973年7月7日土曜日、会社が休日であったので、了子は、昼ころに自宅近くの美容院「あすか美容室」へ行き、午後は千葉市内で原告母と共に浴衣（ゆかた）を買いに行く予定となっていた。

了子は、美容院の予約を7月6日夜に行った。また了子は、以前から原告母に対して「自分のお金で浴衣を買いきたいから、一緒に見て欲しい」と頼んでおり、7月6日が夏季賞与の支給日だったことから、原告母が「7日の午後なら花市場（千葉市内）に行くから、そのときにしましょう」と答えて、7日に買いに行く約束となったものである。

7日当日、原告母は、午前中、自宅から徒歩20分ほどの距離にある、自己の経営する生花店で仕事をし、午後2時半ないし3時ころに了子と京成電鉄千葉駅（現在の京成千葉中央駅）で会うつもりであった。ところが原告母は、了子が行く予定に

なっていた美容院から、以下のような伝言があったとの連絡を受けた。

すなわち、昼前ころ、了子から美容院に電話があり、「今日の予約は用事ができたので行けなくなった。それから、自分の母親に浴衣を買いに行けなくなったと伝えてください」と言ってきた。了子の電話の後ろが騒がしかったので、「今どこ？」と尋ねたところ、了子は「千葉駅」と答えた、というのである。

美容院より了子の伝言を聞いた原告母は、了子本人からの連絡を待ったものの、同日から了子の消息が一切不明となった。原告母は了子の友人らに尋ねて回ったが、行方は全く分からず、同月9日月曜日、会社の上司と相談して、市原警察署菊間駐在所（当時）に捜索願を提出した。

その後原告らは、ポスターを作成し、電柱はもとより千葉市内の公衆浴場等にも掲示したり、中学や高校の同窓生に情報提供を呼びかける手紙を出したりした。また、新聞に写真入りで尋ね人欄に掲載したり、当時の日本教育テレビ（テレビ朝日の前身）の朝のワイドショー番組の「蒸発」コーナーに両親が出演するなどして訴えた。しかし、了子の消息は一切つかむことができなかった。

3 北朝鮮当局による拉致と判断する根拠

(1) 自ら失踪したものではないこと

失踪前日に会社から受領した初めての賞与は全く手付かずのまま残されており、預金通帳も自宅に置かれたままであった。了子が失踪当時所持していたのは、財布とハンカチ程度しか入らない、小さな白い布製のポーチ一つだけである。このような客観的事情からして、了子が自ら失踪したとは考えられない。

加えて、了子は勤務先で勤勉に働き、また勤務先においても家庭内においても人間関係等のトラブルは特段なかったことから、自ら失踪すべき動機も一切ない。

(2) 北朝鮮元工作員安明進氏による詳しい目撃証言の存在

失踪から24年が経過した1997年（平成9年）、北朝鮮元工作員安明進（アン・ミョンジン）氏が、「平壤の病院で了子さんにとてもよく似た人を見た」と証言した。そして同氏は、1998年（平成10年）に出版した『北朝鮮拉致工作員』（徳間書店）において、「1991年の8月か9月ころ、平壤市内の通称915病院で入院していた私は、金日成政治軍事大学へ教材の乱数表を取りに行こうとして鉄条網を乗り越えようとしたところ、散歩していた女性に見つかった」と述べ、了子に似た日本人女性について詳細に記述している。

安氏はこの他にも北朝鮮当局による日本人拉致について証言していたら、2002年（平成14年）9月17日の日朝首脳会談で北朝鮮が拉致の事実を一部認めたことで、安氏の証言の的確さが証明されるに至った。

同年12月、原告姉が韓国を訪問し安氏と面談したところ、安氏は「私が（通称915病院で）見た女性は、お姉さんであるあなたに似ています」「自分の見た女性が古川さんであることを（本人がこの場にいないので）100%とは言えませんが、かなりの確信をもって言えます」と明言した。

(3) 時期・性別・年齢の特徴等

1970年代は、北朝鮮当局による拉致が頻発した年代である。

また、了子の性別・年齢は、拉致対象者となる蓋然性を有している。けだし、北朝鮮当局が拉致した日本人男性などと結婚させるために、若い女性を拉致対象者としていたからである。

4 告発及び人権救済の申立

上記のように、了子が北朝鮮当局によって拉致された疑いが極めて濃厚となったことから、原告らは、2004年（平成16年）1月29日、千葉県警察本部に対して、被告発人不詳のまま、了子を国外移送目的をもって略取誘拐したとの被疑事実で告発を行うとともに、同日、日本弁護士連合会に対し、人権救済申立を行った。

日本弁護士連合会は、2005年（平成17年）3月29日、了子の失踪について、北朝鮮当局による拉致の疑いがあり、国民の安全に対する重大な侵害の疑いがある旨認定し、内閣総理大臣・外務大臣に対して「北朝鮮政府に対し、情報提供を求めると真相究明に努め」「その所在が確認できたときは、政府間交渉の課題として帰国を強く求め、一日も早く家族全員が一堂に会することができるように努力されたい」等要望し、また警察庁長官に対して「関係都道府県警察に対し、至急捜査を遂げ、その真相を明らかにするよう指揮監督されたい」等要望する旨の要望書を提出した。

5 認定を求める市民の声

原告らは、特定失踪者問題調査会など支援者の協力を得て、これまで日本政府に対して了子を拉致被害者と認定するように要請してきたが、現在に至るも拉致被害者として認定されていない。

2005年（平成17年）3月22日には、「古川了子さんを北朝鮮による拉致被害者として認定し、一日も早く救出してください。」との署名が、計14万8123名分、政府に届けられている。

第3 拉致被害者支援法と「被害者」の認定の実情

1 拉致被害者支援法による国の責務

「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」は、平成14年12月11日に公布され、平成15年1月1日に施行された、議員立法による法律である。

拉致被害者支援法は、「北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者」及び「被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかに」し（同法第1条）、

<1> 安否が確認されていない拉致被害者等について、安否の確認や帰国・入国のための最大限の努力を行うべき国の責務（第3条1項）や、安否等に関する情報の把握、伝達、相談等の「きめ細かな対応」に努めるべき国及び地方公共団体の責務（同条4項）を、

<2> 拉致被害者等が帰国・入国する場合について、必要な施策を講ずること（同条2項）、帰国等に伴う費用を負担すること（第4条）、拉致被害者等給付金・滞在援助金を負担すること（第5条）、生活相談等を行うこと（第6条）、住宅の供給の促進（第7条）、雇用・教育の機会の確保（第8条、第9条）、戸籍に関する手続きに係る便宜の供与（第10条）、国民年金の特例（第11条）を、それぞれ定める。

2 「被害者」の定義

拉致被害者支援法は、第2条において「被害者」を「北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者」と定義づけている。

本件訴訟提起時点において内閣総理大臣（政府）が拉致被害者と認定しているのは10件15名にとどまる。しかし、北朝鮮当局によって拉致された日本国民は15名にとどまらず、実際にはより多数に及んでいる。

本件了子は内閣総理大臣によって「被害者」として認定されていないが、上記第2で詳述した通り、了子は「北朝鮮当局によって拉致された日本国民」であり、同法にいう（安否の確認されていない）「被害者」として、国が安否確認や帰国のための最大限の努力を払い、また情報の把握・伝達・相談等のきめ細かな対応を行わなければならない。

したがって、内閣総理大臣は了子を被害者として認定すべきであることは、同法の規定から明らかに認められる（行政事件訴訟法第37条の2第5項）。

3 内閣総理大臣による認定の懈怠

拉致被害者支援法には、「被害者」の認定手続が定められていない。

同法律の施行規則（平成14年12月24日内閣府令第86号）には、同法律第5条1項の規定する拉致被害者等給付金の支給に関して、当事者が申請書を内閣総理大臣に提出して申請し（施行規則第7条1項）、これを受けて内閣総理大臣が支給の要否及び額を決定する（同8条）との手続が定められている。しかし、そもそも拉致被害者等給付金は「帰国被害者等が本邦に永住する場合」を前提としているため、安否すら確認されていない了子について、原告らが拉致被害者等給付金の申請を内閣総理大臣に行うこともできない。

すでに述べたように、了子に関して、法律の定める国の責務、すなわち、安否確認や帰国のための最大限の努力や、情報の把握・伝達・相談等のきめ細かな対応がなされるべき必要性は著しく高い。

それにもかかわらず、不明瞭な「被害者」認定手続と、認定の申請手続規定の欠如によって、了子および了子の親族である原告らは、その保護の対象から外されているのである。

このような事態は、同法律の第1条に定める目的に反しているのみならず、拉致という著しい人権侵害を放置するものであり、国家が国民の基本的人権を保障すべき日本国憲法の趣旨にも反するものである。

したがって、内閣総理大臣が了子を被害者として認定すべきであるのにこれをしないことは、その裁量権の範囲を超え、裁量権を濫用したものである（行政事件訴訟法第37条の2第5項）。

第4 訴訟要件、原告適格、本案勝訴要件の具備

1 訴訟要件

(1) 重大な損害を生ずるおそれ（行政事件訴訟法第37条の2第1項）

北朝鮮当局は自己の拉致行為を一部認めたが、日本政府がいまだ被害者として認定しない日本人については、北朝鮮当局に支障のある者としてその身体に危険の及ぶ可能性がある。特に了子は北朝鮮元工作員に目撃されていることから、生命・身体に危険の及ぶ危険性は一層高い。

了子は北朝鮮当局に拉致されてから30年以上が経過し、現在すでに50歳となっている。母である原告朗子もすでに88歳の高齢であり、母子の対面の日を一日も早く実現させなければならない。

したがって、被告が了子を被害者として認定しないことにより、了子及び了子の

親族である原告らに重大な損害が生ずることは明らかである。

(2) 損害を避けるため他に適当な方法がない(同条同項)

了子は、日本国の主権の及ばない北朝鮮国内へ拉致されている。したがって、内閣総理大臣が了子を被害者として認定し、外交手段を通して了子の安否確認・救出をする以外に、了子の生命・身体への危険を避ける方法は存在しない。

(3) 以上より本件訴訟は、行政事件訴訟法上の訴訟要件を満たしている。

2 原告適格

拉致被害者支援法は、第2条第1項で「被害者の家族」として被害者の父母、兄弟姉妹等を挙げており、本件原告母および原告姉は、同法の「被害者の家族」に該当する。

また、同法第3条第4項で「国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする」と規定されているから、「被害者の家族」たる本件原告母及び原告姉が、行政事件訴訟法第37条の2第3項の「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者」であることは明白である。

3 本案勝訴要件

前記第4で述べたとおり、本件においては、行政事件訴訟法第37条の2第5項に定める「行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ」る。

また、同条同項に定める「行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき」にも該当する。

第5 結語

よって、原告らは被告に対し、請求の趣旨記載の通りの判決を求める。

添付書類

- | | |
|--------|-----|
| 1 戸籍謄本 | 2 通 |
| 2 委任状 | 1 通 |

当事者目録

原告 古川 朗 子
同 所
同 竹 下 珠 路

〒 113-0033 東京都文京区本郷 2 丁目 2 7 番 1 7 号
ICN ビル 4 階 川人法律事務所 (送達場所)

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 川 人 博
同 山 下 敏 雅
TEL 0 3 - 3 8 1 3 - 6 9 0 1
FAX 0 3 - 3 8 1 3 - 6 9 0 2

〒 101-0048 東京都千代田区神田司町 2 丁目 4 番地
小山ビル 6 階 斎藤・小笠原法律事務所

弁 護 士 斎 藤 健 兒
TEL 0 3 - 3 2 5 3 - 8 1 3 8
FAX 0 3 - 3 2 5 3 - 8 2 8 9

〒 101-0052 東京都千代田区神田小川町 2 丁目 1 番 7 号
日本地所第 7 ビル 3 階 二瓶総合法律事務所

弁 護 士 二 瓶 和 敏
同 今 給 黎 泰 弘
同 富 坂 幸 代
TEL 0 3 - 3 2 9 3 - 2 6 5 1
FAX 0 3 - 3 2 9 3 - 2 6 7 9

〒 060-0042 北海道札幌市中央区大通西 1 7 丁目 1 番 2 号
リレント大通ビル 藤野法律事務所

弁 護 士 藤 野 義 昭
TEL 0 1 1 - 6 2 2 - 7 1 9 1
FAX 0 1 1 - 6 2 2 - 7 1 9 2

〒 160-0022 東京都新宿区新宿 1 丁目 1 4 番 1 0 号
KOA 新宿ビル 木村晋介法律事務所

弁 護 士 木 村 晋 介
同 今 井 秀 智
TEL 0 3 - 3 3 5 2 - 2 5 2 1
FAX 0 3 - 3 3 5 2 - 2 5 5 7

〒 160-0004 東京都新宿区四谷 1 丁目 18 番地

高山ビル4階 都民総合法律事務所
弁護士 土 田 庄 一
TEL 03 - 3357 - 0277
FAX 03 - 3357 - 0297

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4丁目9番5号
スギタビル 南北法律事務所
弁護士 原 田 敬 三
TEL 03 - 3511 - 5748
FAX 03 - 3511 - 5784

〒242-0021 神奈川県大和市中心2丁目1番15号
パークロード大和ビル2階 大和法律事務所
弁護士 滝 本 太 郎
TEL 046 - 263 - 0130
FAX 046 - 263 - 0375

〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目10番16号
シグマ銀座ファースト6階 榮枝総合法律事務所
弁護士 榮 枝 明 典
TEL 03 - 3546 - 8101
FAX 03 - 3546 - 7700

〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町2丁目28番地
あじせんビル7階 埼玉中央法律事務所
弁護士 山 本 政 道
TEL 048 - 645 - 2026
FAX 048 - 643 - 5793

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20番7号
フォワードビル5階 甲斐の杜法律事務所
弁護士 小 笠 原 忠 彦
TEL 055 - 235 - 9880
FAX 055 - 235 - 9882

〒104-0061 東京都中央区銀座2丁目9番14号
銀座ビル4階 クレセント法律事務所
弁護士 嶋 田 貴 文
TEL 03 - 3563 - 0926
FAX 03 - 3564 - 1803

〒 130-0022 東京都墨田区江東橋3丁目13番1号
KS15ビル7階 東京東部法律事務所
弁 護 士 中 西 一 裕
TEL 03 - 3634 - 5311
FAX 03 - 3634 - 5315

〒 160-0022 東京都新宿区新宿1丁目19番6号
ISビル205号室 長谷川法律事務所
弁 護 士 長 谷 川 正 浩
TEL 03 - 3352 - 4554
FAX 03 - 3352 - 8725

〒 650-0025 兵庫県神戸市中央区相生町1丁目2番1号
東成ビル4階 あいおい法律事務所
弁 護 士 藤 原 精 吾
TEL 078 - 371 - 2060
FAX 078 - 371 - 2032

〒 640-8117 和歌山県和歌山市南細工町12番地
玉置・石倉法律事務所
弁 護 士 玉 置 健
TEL 073 - 436 - 1520
FAX 073 - 436 - 3087

〒 432-8023 静岡県浜松市鴨江4丁目10番1号
エス・ワイビノレ4-C片桐一成法律事務所
弁 護 士 片 桐 一 成
TEL 053 - 454 - 4191
FAX 053 - 454 - 4373

〒 683-0067 鳥取県米子市東町296番地
安田法律事務所
弁 護 士 安 田 壽 朗
TEL 0859 - 33 - 1019
FAX 0859 - 34 - 0029

〒 750-0009 山口県下関市上田中町4-6-12
下田法律事務所
弁 護 士 下 田 泰

TEL 0 8 3 2 - 2 3 - 5 3 2 2

FAX 0 8 3 2 - 2 3 - 6 0 0 5

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号

被 告 国

上記代表者法務大臣 南 野 知 恵 子

[[[[[[[調査会ニュース Vol.237]]]]]](2005.4.19)

前回のニュースについて

前回お送りしたニュース 236号で、お2人の読者の方から文字化けをしているのご指摘をいただきました。ご迷惑をおかけしたことをお詫びします。もし、他に文字化けして届いた方がおられましたらご連絡下さい。

4月24日家族懇談会について

4月24日14時から東京・日比谷公会堂で開催される集会(家族会・救う会・拉致議連主催)にあわせ、同日11時30分から13時30分の予定で特定失踪者家族懇談会を開催します。これは東京及び各地で逐次開催しているもので、現在の状況についての説明やご家族から要望をお聞きするばとして設定するものです。場所は同じ日比谷公園内の「グリーンサロン」(霞門近く)です。失踪者家族・調査会役員等約50名参加の予定です。

なお、報道関係の方の取材は冒頭のみとさせていただきますのであらかじめご了承下さい。

あなたの首にも「ブルーリボン」を

特定失踪者問題調査会オリジナル 携帯ネックストラップ販売

鮮やかなブルーに白抜きで《RESCUE! Abductees by N.Korea》の文字

携帯電話に、デジカメに、IDカードに.....あなたの拉致被害者救出の願いを込めて

このネックストラップは、下記へのお申込か「救う会」主催の集会(一部のみ)のみでの販売となりますのでご了承下さい。

価格; 1本 500円

送料: 2本まで 90円

5本まで 140円

9本まで 200円

10本以上は無料

お申込み・お支払い

郵便振替: 00160-9-583587 特定失踪者問題調査会

現金書留: 〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-8 第6松屋ビル401

(「通信欄」に、必ず「ネックストラップ 本希望」とご記入下さい)

発送: 送金の確認がとれ次第お送りしますが、在庫状況や休日を挟んだ場合、

若干日数を要する場合がありますのでご了承下さい。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.239]]]]]]](2005.4.22)

今後の各地での集会・講演会等（調査会役員がお話するもの）

調査会役員の参加する集会・講演会等の情報を送って欲しいとのご家族からの希望がありましたので、今後逐次お知らせします。漏れる分もありますので、「**電腦補完禄**」も合わせてご利用下さい。

(<http://nyt.trycomp.com:8080>)

ニュースの号数について

4月13日に発信したものと15日に発信したものをどちらも236号にしてしまいました。ご迷惑をおかけしました。号数を変えるとさらに混乱するため、このニュースは1号飛ばして239号（238号が欠番）とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.240]]]]]]](2005.4.25)

緊急記者会見のお知らせ

本日(25日月曜)19:00より家族会事務所をお借りして記者会見を行います。

内容は田中実さんの認定に関わる問題についてです。急で申し訳ありませんが、報道関係各位には取材を賜りますようお願い申し上げます。なお、会見の主催団体は今のところ調査会単独ですが、他の関係団体と合同になる可能性もあります。

家族会事務所は飯田橋駅東口(千代田区飯田橋3-7-12 松野ビル5F)です。お問い合わせは調査会事務所をお願いします。また、時間は若干前後する可能性がありますのであらかじめご了承下さい。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.241]]]]]]](2005.4.26)

田中実さんの拉致認定について

すでに報道されていますが、警察は本日田中実さん拉致事件について下記の発表を行いました。これにともない27日には正式に拉致認定がなされる予定です。

まあ、なぜ今ごろになってという思いもあり、「お日柄がよろしかったのかな」などと皮肉の一つも言いたくなりますが、とにかく少しでも前進したのは何よりでした。ただ、前回の認定が9.17のときの4人で、その後2年半かかって1人です。単純計算だとあと100人いれば250年、400人なら1000年ということになります。全ての被害者ではないにせよ、とにかく警察は相当数のリストは持っているのだから、小出しにしないでもっと積極的に出してもらいたいものです。

ところで、下の発表文で「関係者等と史料される人物から事情聴取を試みるなどした」とあるのは誰なのでしょう。あるいは帰国した5人が話したのか、とか思うのですが。いずれにしてもこの事件は被疑者が日本国内にあり、関連事件として金田竜光さんの失踪もあるのですから、徹底した捜査を期待するものです。(荒木)

(警察庁発表文)

平成17年4月25日
警察庁

元飲食店店員拉致容疑事案(兵庫)について

・被害者

氏名：田中実
年齢：28歳(当時)
住所：兵庫県神戸市東灘区(当時)
職業：元飲食店店員

II 事案の概要

神戸市内の飲食店に出入りしていた被害者が、昭和53年6月、北朝鮮からの指示を受けた同店の店主である在日朝鮮人により、甘言により海外へ連れ出された後、北朝鮮に送り込まれたもの。

・拉致であるとの判断に至った理由

- 1、警察において、拉致容疑事案としているものは、そのいずれも、北朝鮮の国家的意志が推認される形で、本人の意思に反して北朝鮮に連れて行かれたものと考えている。
- 2、他方、本事案については、我が国からの出国の事実は確認されているものの、同

人が欺罔・誘因により連れ出された状況や、同人について北朝鮮への移送が企図されていた状況について、従来の捜査では十分な証拠の収集には至っていなかったところ、近年における捜査を取り巻く諸情勢の変化を背景とした徹底した再捜査により、この度、複数の証人等から、同人が甘言に乗せられて北朝鮮へ送り込まれたことを強く示唆する供述証拠等を、新たに入手するに至ったものである。

3、こうして得た新証拠も含め、一連の捜査結果を総合的に検討した結果、警察では、本事案を北朝鮮による日本人拉致容疑事案と判断したものである。

・ 捜査の経緯

1、本事案については、関係者が、雑誌記事等において、北朝鮮の工作組織が敢行した拉致事案であることを強く示唆しているところであるが、兵庫県警察では、それ以前より独自に情報を入手した上で、発生当時にさかのぼって関係者を割り出し、参考人からの事情聴取や、広範囲に及ぶ聞き込み調査を実施した上、所要の裏付捜査を行うなど、北朝鮮による拉致の可能性を視野に、鋭意捜査を進めてきた。しかしながら、発生から相当の年月が経過していることなどから、当時の状況を把握することは困難を極めていたところである。

2、こうした中、平成 14 年 9 月、金正日国防委員長が、日朝首脳会談の席上で、日本人拉致を認め、謝罪して以降、拉致容疑事案に対し国民が高い関心を示すようになったほか、報道においても、拉致被害者やその可能性が指摘される失踪者について、大きく報じられるなど、捜査を取り巻く環境に大きな変化が生じた。

3、警察では、こうした状況を受け、拉致容疑事案の全容解明に向けて、昨年 10 月、全国の拉致容疑事案担当課長を招集した会議を開催するなどして、関係 都道府県警察や関係部門が緊密に連携し、警察の総合力を発揮して捜査を推進してきたところである。

4、本事案についても、白紙の立場から、捜査事項の徹底した洗い直しを行い、関係者等と思料される人物から事情聴取を試みるなどしたところ、本事案を拉致容疑事案と判断するに足る具体的な供述を、新たに入手するに至ったものである。

[[[[[[[[調査会ニュース Vol.241]]]]]]](2005.4.27)

(参考情報) 脱北者救援のための国際連携抗議行動

(以下、守る会の三浦小太郎さんからの呼びかけです。調査会からも参加の予定)

世界の北朝鮮の人権改善、脱北者の救援を目指す様々な市民団体が連携行動として各国中国大使館前にて、脱北者の不当逮捕、北朝鮮への強制送還に反対する抗議行動を行います。ここ日本でも、守る会、北朝鮮難民救援基金、RENK、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会(救う会)特定失踪者問題調査会など各団体が統一行動を行う予定です。皆様方のご参加並びに、報道機関各位のご協力をよろしくお願いします。

日時：4月28日(木) 11:30

場所：中国大使館前(東京都港区元麻布3-4-33)

連絡先：守る会(北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会)

事務局 宋(070-5459-9817)

三浦(090-8512-7610)